

『リスクアセスメント』とは、労働者の安全や健康を守るために、事業者が「①建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は②作業行動その他業務に起因する、危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて事前に的確な措置を講ずる」ことです。

『リスクアセスメント』（以下RAと表記す）は、平成18年に安衛法が改正され、安衛法第28条の2によって、労働者に危険又は健康障害を生ずる恐れのある化学物質等を取扱う全ての事業者と、製造業や建設業など安全管理者の選任義務のある業種の事業者が実施すべき義務（努力）と定められました。

RAは 事業者の義務となった!



「**リスク**」の説明によく引き合いに出される例が、人間とライオンの出会い方です。ライオンは人間を襲う可能性があり、「**危険源**」といいます。この時、ライオンが居ても、襲われる可能性のある所に人間が居なければ、人間が災害に遭うことは有りません（即ちリスクは有りません）。ライオンの隣に人間が居ると大変な事態になります。「危険源」と「人間」が接触する可能性がある場合を、「**リスクが有る**」といいます。その結果災害が発生する可能性があるからです。

どのような危険があるかはっきりさせることを「**リスクの特定**」といいます。複数のリスクが有るとき、どのリスクから先に対策をすると良いでしょうか。この点を合理的に決めるのがリスクアセスメントの特徴の一つです。

特定したリスクの程度を評価（「**リスクの見積り**」といいます）して、程度（「**リスクレベル**」といいます）が大きいリスクから順に対策措置をしていきます（「**リスク低減措置をする**」といいます）。この過程を『**リスクアセスメント**』別の法令の言葉で言い換えると「**危険性又は有害性の調査等**」と呼びます。

『**リスクアセスメント**』は、皆さんが働いている事業場において「**ライオン（危険源）**」を見つけ、それに対してリスクレベルの高いものを優先して措置をすることです。その時、「**ライオン**」を見つけるのに、単に思い付きではいけません。系統的、合理的に探して、職場にあるすべての「**危険源**」を見落とすことが無いようにすることが大切です。系統的に探す方法として、作業手順に従って作業を段階ごとに小分けして、その各段階について危険源が無いかを検討していきます。この点から、作業手順を事前に作成しておくことは大切なことといえます。

「**ライオン（危険源）**」が見つかったら、どの程度の災害が発生する可能性があるか（「**リスクの見積り**」）を考えます。このためにはルールが決められており、災害の「**重篤度**」と発生の「**可能性**」に従ってリスクの程度（リスクのレベル）を決めることができます。

リスクアセスメントで本当に大切なのは次の段階です。リスクレベルが高いとされたものから順に低いリスクまで、一つ一つに対策措置を考えます。この時、次の順序で検討します。

法令で定められている事項があればそれを実施することを前提とした上で、

- (1) 本質的対策（危険な作業の廃止・変更、より危険性又は有害性の低い材料への代替等）
- (2) 工学的対策（ガードインターロック、局所排気装置の設置等）
- (3) 管理的対策（マニュアルの整備、立入禁止措置、ばく露管理等）
- (4) 個人用保護具の使用

の順に対策を検討します。労働者自身に直接関係する（4）は最後の手段です。それ以前に、事業者が対策措置を取ることが必要です。

日本におけるこれまでの安全に対する考え方では、法令で事業者が実施すべきことを規定して安全を確保することを目指していました。ところが技術の進歩が早く法令の改正が追い付かないため、それぞれの事業者で自主的にリスクを評価して安全のための対策措置をするようにとの方針を採用したわけです。皆さんの職場においても事業者が率先して『**リスクアセスメント**』活動を実施すると良いでしょう。

『**リスクアセスメント**』は、設備を新規に採用又は変更するとき、原材料を新規に採用し、又は変更するとき、そのほか事業場におけるリスクに変化が生じ、又は生ずる恐れがあるときに実施する必要があります。その実施には事前の準備（過去の災害事例、作業手順、ヒヤリハット体験等を集めることなど）が必要で、時間を要します。また実施段階でも少なくとも半日程度はかかります。このように時間がかかることなので、**最初に事業所のトップが、「リスクアセスメントを実施する」と宣言し、**リスクアセスメントの実施にリーダーシップと理解を示すことが大切です。さらに、検討対策事項等の抜けを防ぐため、取り上げた業務に関する**管理者並びに労働者の全員が参加して実施する必要があります。**

ここで、皆さんが比較的なじみのある『危険予知活動(KYKと表記)』と、『リスクアセスメント(RAと表記)』の違いについて触れておきます。

『RA』は、主に作業環境や設備の安全化対策の向上を図ることにより災害防止を図ることを目標としています。片や、『KYK』は、元来より、人の作業行動意識や注意力の向上を喚起することにより災害防止を図ることを目標として活動されてきました。この点で『RA』と『KYK』には違いがあります。が、一方で、『RA』と『KYK』の基本的な手法と手順は、たいへんよく似ているのです。そのため、『RA活動実施』が義務化されて以来、建設業労働災害防止協会(建災防)等においては、『RA方式を組み入れたKY活動』の実施の普及に努めながら、現場にも、RAの考え方を定着させ、成果を上げつつあるのが現状です。当講座の読者である皆様も是非、『RAを組み入れたKYK』を導入、実践されることを、期待します。東京技能者協会、日本労働安全衛生コンサルタント会では、皆様方のRA導入活動を支援しています。

以 上

◀ 日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部／東京技能者協会 ▶